

## 労働基準関係法令違反に係る公表事案

大分労働局

最終更新日：令和4年4月末日

| 企業・事業場名称 | 所在地      | 公表日     | 違反法条                           | 事案概要  | その他参考事項   |
|----------|----------|---------|--------------------------------|---|-----------|
| (株)真重建   | 大分県大分市   | R3.7.5  | 労働安全衛生法第100条<br>労働安全衛生規則第97条   | 休業4日以上労働災害について、虚偽の内容の労働者死傷病報告を提出したもの              | R3.7.5送検  |
| (有)野呂電設  | 大分県豊後大野市 | R3.9.13 | 労働安全衛生法第100条<br>労働安全衛生規則第97条   | 休業4日以上労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告を提出しなかったもの          | R3.9.13送検 |
| (有)臼杵海運  | 大分県臼杵市   | R3.9.15 | 労働安全衛生法第61条<br>労働安全衛生規則第41条    | 資格を有していない労働者にフォークローダーの運転業務を行わせたもの                 | R3.9.15送検 |
| 高田通運(株)  | 大分県豊後高田市 | R3.9.17 | 労働安全衛生法第100条<br>労働安全衛生規則第97条   | 休業4日以上労働災害について、虚偽の内容の労働者死傷病報告を提出したもの              | R3.9.17送検 |
| (株)孝賢索道  | 大分県豊後大野市 | R3.12.6 | 労働安全衛生法第100条<br>労働安全衛生規則第97条   | 休業4日以上労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告を提出しなかったもの          | R3.12.6送検 |
| (株)藤弘建設  | 大分県日田市   | R4.1.20 | 労働安全衛生法第20条<br>クレーン等安全規則第66条の2 | クレーンの転倒等による危険を防止するために、作業方法や転倒を防止するための方法等を定めなかったもの | R4.1.20送検 |
| (株)大分電設  | 大分県大分市   | R4.2.18 | 労働安全衛生法第20条<br>労働安全衛生規則第164条   | ドラグ・ショベルを主たる用途以外の用途に使用したもの                        | R4.2.18送検 |
| (株)かわも林業 | 大分県大分市   | R4.3.18 | 労働安全衛生法第21条<br>労働安全衛生規則第481条   | 立入禁止措置を講じずに伐木作業を労働者に行わせたもの                        | R4.3.18送検 |